




「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

インフルエンザ		発症日 (0日目)	発症した後5日					発症した後5日を経過した後		
			1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
事例①	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校		
事例②	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校		
事例③	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校		
事例④	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校	
事例⑤	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校

平成24年4月1日付けで学校保健安全法施行規則が改正になり、インフルエンザの出席停止期間が『解熱後2日を経過するまで』から『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで』に変わりました。

発症した日は0日目となりますので、発症した日の翌日から数えて最低でも5日間の出席停止が必要となります。発症後3日目までに解熱しなければ、その後は、解熱した日によって出席停止期間が延期されていきます。

保護者のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※ 出席停止期間中は、医師の指示を守り、家庭で安静に過ごしましょう。

